日本会議奈良

令和８年度総会資料

日時；令和８年６月20日（土）午後４時00分

場所；ホテル日航奈良

令和８年度日本会議奈良県本部定期総会次第

日時　令和８年６月２０日（土）午後４時
場所　ホテル日航奈良

第一部　令和８年度日本会議奈良県本部定期総会　午後４時～

１　開会の辞
２　国歌斉唱　　歌手 川本三栄子　独唱
３　日本会議綱領唱和
４　主催者挨拶
５　来賓挨拶・来賓紹介
６　議長選出
７　議事（報告）

１号議案	令和７年度事業報告	副会長　新澤良文
２号議案	令和７年度決算報告	副会長　新澤良文
３号議案	令和７年度監査報告	監事　稲垣敏夫
４号議案	令和８年度事業計画（案）	事務局長　森本勝也
５号議案	令和８年度予算（案）	事務局長　森本勝也
６号議案	令和８年度運動方針（案）	事務局長　森本勝也
７号議案	運営委員及び新役員報告	副会長　上松昌美

８　聖寿萬歳
９　閉会の辞

第二部　記念講演　　午後４時３０分～

講師　ジャーナリスト　井上和彦先生
演題　「憲法改正・皇室典範・領土領海」
～テレビでは語られない本質に迫る～

日本会議綱領

一、我々は、悠久の歴史に育まれた伝統と文化を継承し、健全なる国民精神の興隆を期す。

一、我々は、国の栄光と自主独立を保持し、国民各自がその所を得る豊かで秩序ある社会の建設を目指す。

一、我々は、人と自然の調和をはかり、相互の文化を尊重する共生共栄の世界の実現に寄与する。

１ 号 議 案

令和７年度日本会議奈良県本部事業報告

事業年月日	事　業　内　容
７年　４月２４日	日本会議奈良県本部 運営委員会
７年　５月１９日	日本女性の会　ブロック代表者会議
７年　５月２０日	日本会議奈良県本部 運営委員会
７年　５月３０日	「英霊にこたえる会」奈良県本部第４９回総会記念講演会
７年　６月２４日	日本会議奈良県本部 運営委員会
７年　６月２９日	第３回　安倍晋三元総理の志を継承する集い
７年　７月　６日	安倍元総理の献花台（６日～８日）
７年　７月２９日	日本会議奈良県本部 運営委員会
７年　８月１５日	大東亜戦争終戦８０年　追悼と感謝の集い
７年　８月２８日	日本会議奈良県本部 臨時運営委員会
７年　９月１１日	悠仁親王殿下の成年式・加冠の儀をお祝いする集い
７年　９月２６日	日本会議奈良県本部 運営委員会
７年１０月　７日	日本会議 近畿ブロック理事会
７年１０月２２日	日本会議奈良県本部 運営委員会
７年１１月１２日	日本会議奈良県本部 運営委員会
８年　２月１１日	紀元節街頭活動（憲法改正を呼び掛ける）
８年　２月２３日	天長祭 奈良護国神社正式参拝
８年　３月１０日	日本会議奈良県本部 運営委員会

２ 号 議 案

日本会議奈良　令和7年度歳入歳出決算書

自　　令和7年4月1日～令和8年3月31日

（歳入）

科　　目	予算額	決算額	差　　異	備　考
1　　還付金	1,000,000	956,596	−43,404	日本会議事務総局から還付金
2　　寄付金	50,000	24,580	−25,420	講演会等における募金活動
3　　事業収入	0	0	0	
4　　雑収入	2,000	41,113	39,113	助成金・利子等、
5　　会費	0	0	0	当日会費及び分担金等
6　前年度繰越金	1,265,731	1,265,731	0	
歳入合計	2,317,731	2,288,020	−29,711	

（歳出）

1　　事業費	1,000,000	402,543	597,457	講演料、紀元祭、天長祭、奉祝活動、総会看板代
2　　還付金	60,000	0	60,000	
3　　事務費	50,000	96,708	−46,708	印刷代、封筒代、消耗品、啓発リーフレット代
4　　会議費	200,000	49,142	150,858	会議使用料
5　　旅費	200,000	206,414	−6,414	全国理事会、憲法改正代表者会議、地方議員連盟総会等参加費補助等
6　　通信費	30,000	26,840	3,160	郵送料
7　渉外費・慶弔費	50,000	80,261	−30,261	慶弔費、お祝い金
8　　広告費	50,000	16,500	33,500	新聞広告(奉祝等)
9　　雑費	10,000	4,180	5,820	手数料等
10　予備費	667,731	0	667,731	
11　次期繰越金		1,399,432		
歳出合計	2,317,731	2,282,020	1,435,143	

３ 号 議 案

監査報告書

決算書及び帳簿、伝票等を監査したところ正確に処理されていることを認めます。

監査年月日　　**令和8年** 5 **月** 10 **日**

監事　稲垣敏夫

４ 号 議 案

令和８年度日本会議奈良県本部事業計画（案）

事業年月日	事　業　内　容
８年４月２１日	日本会議奈良県本部 運営委員会
８年４月２９日	「昭和祭」橿原神宮
８年５月　３日	公開憲法フォーラムライブ中継会
８年５月１３日	日本会議奈良県本部 運営委員会
８年５月２６日	「英霊にこたえる会」奈良県本部第５０回総会記念講演会協力
８年６月２０日	日本会議奈良県本部 総会及び特別講演会
８年６月３０日	日本会議奈良県本部 運営委員会
８年９月２４日	国民運動５０年　記念の集い
９年２月１１日	紀元節街頭活動（憲法改正を呼び掛ける）
９年２月２３日	天長祭　奈良護国神社 正式参拝
	○運営委員会を毎月１回開催して活動方針を決定する
	○憲法改正をめざした各種活動の実施（講演会や各種行事）
	○志し（憲法改正等）を同じくする各種団体との交流や勉強会・活動への積極的な参加
	○奉迎に関する行事
	○歌会始の詠進（令和８年９月末まで） 他、会長が招集する運営委員会において決定

５ 号 議 案

日本会議奈良　令和8年度歳入歳出予算（案）

自　　令和8年4月1日～令和9年3月31日

（歳入）

科　　目	前年度予算額	本年度予算額	差　　異	備　考
1　　還付金	1,000,000	800,000		日本会議事務総局から還付金
2　　寄付金	50,000	30,000		講演会等における募金活動
3　　事業収入	0	0		
4　　雑収入	2,000	2,000		助成金･利子等、
5　　会費	0	0		当日会費及び分担金等
6　前年度繰越金	1,265,731	1,399,432		
歳入合計	2,317,731	2,231,432		

（歳出）

1　　事業費	1,000,000	1,000,000		講演料、紀元祭、天長祭、奉祝活動、総会看板代
2　　還付金	60,000	60,000		
3　　事務費	50,000	100,000		印刷代、封筒代、消耗品、啓発リーフレット代
4　　会議費	200,000	100,000		会議使用料
5　　旅費	200,000	300,000		全国理事会、憲法改正代表者会議、地方議員連盟総会等参加費補助等
6　　通信費	30,000	50,000		郵送料
7　渉外費･慶弔費	50,000	80,000		慶弔費、お祝い金
8　　広告費	50,000	30,000		新聞広告(奉祝等)
9　　雑費	10,000	10,000		手数料等
10　予備費	667,731	501,432		
歳出合計	2,317,731	2,231,432		

６号議案

日本会議奈良県本部令和８年度運動方針(案)

１　憲法改正運動の方針について

(1)　激変する国際情勢の中、憲法改正行事に取り組む。

(2)　来るべき発議可能な時期に備え改憲派政党による改正条文作成作業を推進する

(3)　国民投票に備え小選挙区で、「国民投票連絡会議」を設立し、「憲法改正研究会」の開催を促進する

(4) 広範な理解を広めるため女性や青年・学生を対象とした啓発活動を推進する。

２　安定的な皇位継承制度の確立に向けた活動

国民集会で決議した各党合意を踏まえた要望内容を速やかに取りまとめ法制化するように要望活動を実施する。

皇室の伝統を守る会の呼びかけで実施されている県民集会の開催や政府報告書の法整備を求める要望書の提出を奈良県本部でも実施する。

３　「夫婦別姓」問題に関する活動について

(1)　夫婦別性法案に反対する

(2)　経済団体が指摘する通称使用に関わるビジネス上の課題は法制度化によりすべて解決されることから、夫婦同姓を維持し旧姓の通称使用の拡大を図る活動を行う。

(3)　旧姓使用の法制化を求める地方議員署名や地方議会での意見採択を推進する

(4)　旧姓の通称使用法制化の意義及び選択的夫婦別性の問題点を啓発する広報活動を推進する。

４　英霊追悼、拉致問題等の活動

(1)　祖国を護るために散華された英霊の方々に日々感謝し、若い世代に英霊への感謝と追悼の心を継承する啓蒙活動をおこなう。

(2)　拉致問題解決へ向けた活動を推進するために「救う会奈良(北朝鮮に拉致された日本人を救出するための奈良の会)」と連携して署名活動などを行う。

５　組織拡大運動方針

会員拡大に向けて各種行事を開催して日本会議の目的などを周知する活動を行う。

６　その他

思想・信条及び活動内容等が重複する各種友好団体（新しい歴史教科書をつくる会・日本政策研究センター奈良まほろばフォーラム等）と連携を深めて相互間交流を深める。

日本会議奈良　規　約

［第１章　総則］

（名称）

第１条　本会は「日本会議奈良」と称する。

（事務所）

第２条　本会の事務所を奈良県内に置く。

（構成）

第３条　本会は「日本会議」の趣旨に賛同する団体および個人をもって構成する。

（目的および事業）

第４条　本会は日本の歴史、伝統を尊重し、明るく豊かな日本文化の創造をめざし、「日本会議」の運動方針に則り、奈良県における運動を展開する。

［第２章　役員］

（種別）

第５条　本会に次の役員を置く。

一、	議　長	１名
二、	副議長	若干名
三、	顧　問	若干名
四、	代表委員	若干名
五、	運営委員長	１名
六、	運営委員（会計含む）	若干名
七、	監　事	２名
八、	事務局長	１名

（選任）

第６条　議長、副議長は運営委員会において推戴する。

２顧問、代表委員は運営委員会の推薦により議長がこれを委嘱する。

３運営委員長は運営委員会が選出して議長が委嘱する。

４運営委員（会計含む）、監事は運営委員長が委嘱する。

５事務局長は運営委員の中より運営委員長が指名する。

（職務）

第７条　議長は、本会を代表し、会務を統理する。

２副議長は、議長を補佐する。

３顧問は、議長の設問に応え、本会の重要事項について意見を述べる。

４代表委員は、各界の代表をもって構成し、本会の運営について助言を行う。

５運営委員長は、議長の命を受けて会務を掌理する。

６運営委員は、運営委員会を組織して本会の会務を議決する。

７監事は、本会の会計並びに会務の執行について監査を行う。

８事務局長は、事務局を統轄し、本会の活動・業務運営を執行する。

（任期）

第８条　役員の任期は二年とし、再任を妨げない。

［第３章　機関］

（種別）

第９条　本会に次の機関を置く。

一、総会
二、運営委員会
三　地方議員連盟
四、市町村支部
五、事務局

（総会）

第 10 条　総会は、議長がこれを召集し、本会の事業等の事項につき報告を行う。

２総会は、本会の全役員・全会員を対象として開催する。

（運営委員会）

第 11 条　運営委員会は、必要に応じ議長が召集し、本会の運営に関する事項を決定する。

２運営委員会は、正副議長、運営委員長、運営委員をもって構成する。

３議長・副議長を会長・副会長と読み代えることが出来る。

（地方議員連盟・市町村支部）

第 12 条　本会のもとに、地方議員連盟及び県内各市町村、または一定の地区に支部をおくことができる。

（事務局）

第 13 条　事務局は恒常的実務について執行する。

（各種委員会）

第 14 条　本会には必要に応じて、各種委員会を置くことができる。

[第 4 章　会員]

第 15 条　本会の会員は県内居住者及び縁故を有する「日本会議」の会員をもって構成する。

[第 5 章　会計]

第 16 条　本会の経費は、還付金、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第 17 条　本会の会計年度は４月１日より翌年３月末日までとする。

[附則]

一、本規約は、本会結成の日より施行する。

二、本規約の改廃は、運営委員会にて決定する。

三、各規約の細部については、別に運営細則を定める。

平成 29 年６月 17 日

本規約に規定する議長・副議長を会長・副会長と読み代えることが出来る。

第 15 条に規定する会員資格を県内居住者及び縁故を有するものに変更する。

令和 元年６月 22 日

本規約に規定する運営委員に会計１名を含むものに変更する。

令和２年７月 15 日

第 12 条　本会のもとに、地方議員連盟及び県内各市町村、または一定の地区に支部をおくことができるに改訂する。

MEMO